幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第１条による一部改正（幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成１２年墨田区条例第２０号））

改　正　案	現　　行
（期末手当） 第２７条　〔略〕 ２　期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の１０、６月に支給する場合においては１００分の１２０、１２月に支給する場合においては１００分の１３０を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第９条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の１０、６月に支給する場合においては１００分の１００、１２月に支給する場合においては１００分の１１０を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１０、６月」とあるのは「１００分の５、６月」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６５」と、「１００分の１３０」とあるのは「１００分の７５」と、「１００分の１００、１２月に支給する場合においては１００分の１１０」とあるのは「１００分の５５、１２月に支給する場合においては１００分の６５」とする。 ４～６　〔略〕	〔同左〕 第２７条　〔略〕 ２　期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１２０、１２月に支給する場合においては１００分の１３０を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第９条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１００、１２月に支給する場合においては１００分の１１０を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の２５」とあるのは「１００分の１０」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６５」と、「１００分の１３０」とあるのは「１００分の７５」と、「１００分の１００、１２月に支給する場合においては１００分の１１０」とあるのは「１００分の５５、１２月に支給する場合においては１００分の６５」とする。 ４～６　〔略〕
（勤勉手当） 第３０条　〔略〕 ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、６月に支	〔同左〕 第３０条　〔略〕 ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に１００分の

給する場合においては１００分の７０、１２月に支給する場合においては１００分の６５（第９条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、６月に支給する場合においては１００分の９０、１２月に支給する場合においては１００分の８５）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	７０（第９条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては１００分の９０）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の７０」とあるのは「１００分の３５」と、「１００分の６５」とあるのは「１００分の３０」と、「１００分の９０」とあるのは「１００分の４５」と、「１００分の８５」とあるのは「１００分の４０」とする。	３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の７０」とあるのは「１００分の３５」と、「１００分の９０」とあるのは「１００分の４５」とする。
４～７　〔略〕	４～７　〔略〕
付　則	付　則
１～５　〔略〕	１～５　〔略〕
	（地域手当に関する経過措置）
	６　第１２条第２項の規定の適用については、当分の間、同項中「１００分の１８」とあるのは、「１００分の１７」とする。
（委任）	〔同左〕
６　第２項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。	７　〔同左〕
	（平成２１年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）
	８　平成２１年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第２７条第２項及び第３項並びに第３０条第２項及び第３項の規定の適用については、第２７条第２項中「１００分の１３５」とあるのは「１００分の１２０」と、同項ただし書中「１００分の１１５」とあるのは「１００分の１０５」と、同条第３項中「１００分の１３５」とあるのは「１００分の１２０」と、「１００分の７０」とあるのは「１００分の６５」と、「１００分の１１５」とあるのは「１００分の１０５」と、「１００分の５７．５」とあるのは「１００

分の５２．５」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１２０を」と、「１００分の７２．５」とあるのは「１００分の７２．５を」と、第３０条第２項中「１００分の７５」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の９５」とあるのは「１００分の８５」と、同条第３項中「１００分の７５」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の３７．５」とあるのは「１００分の３２．５」と、「１００分の９５」とあるのは「１００分の８５」と、「１００分の４５」とあるのは「１００分の４０」とする。

別表第１

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	144,000	159,000	293,100
	2	145,500	161,000	296,200
	3	147,000	163,000	299,300
	4	148,500	165,000	302,500
	5	150,000	166,900	305,500
	6	151,600	169,100	308,700
	7	153,300	171,300	311,700
	8	155,100	173,400	314,800
	9	156,900	175,700	317,700
	10	158,700	178,400	320,100
	11	160,500	181,000	322,400
	12	162,500	183,700	324,600
	13	164,500	186,400	327,100
	14	166,500	187,900	329,400
	15	168,700	189,600	331,700
	16	170,900	191,300	334,100
	17	173,100	193,000	336,400
	18	175,500	194,200	338,700
	19	178,000	195,200	341,100
	20	180,400	196,400	343,300
	21	182,800	197,700	345,500
	22	184,200	198,900	347,600
	23	185,600	200,100	349,600
	24	186,600	201,500	351,600
	25	187,900	202,900	353,500
	26	189,200	204,300	355,500
	27	190,600	205,600	357,500
	28	191,800	207,300	359,300
	29	193,100	208,900	361,200
	30	194,200	211,100	363,100
	31	195,500	213,500	364,900
	32	196,600	216,100	366,600

別表第１

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	144,000	159,000	296,300
	2	145,500	161,000	299,400
	3	147,000	163,000	302,600
	4	148,500	165,000	305,800
	5	150,000	166,900	308,900
	6	151,600	169,100	312,100
	7	153,300	171,300	315,100
	8	155,100	173,400	318,300
	9	156,900	175,700	321,200
	10	158,700	178,400	323,700
	11	160,500	181,000	326,000
	12	162,500	183,700	328,300
	13	164,500	186,400	330,800
	14	166,500	187,900	333,100
	15	168,700	189,600	335,500
	16	170,900	191,300	337,900
	17	173,100	193,000	340,300
	18	175,500	194,300	342,600
	19	178,000	195,500	345,100
	20	180,400	196,900	347,300
	21	182,800	198,400	349,600
	22	184,300	199,700	351,700
	23	185,700	201,100	353,700
	24	186,800	202,600	355,700
	25	188,100	204,100	357,700
	26	189,500	205,600	359,700
	27	190,900	207,000	361,700
	28	192,200	208,800	363,500
	29	193,500	210,500	365,500
	30	194,800	212,800	367,400
	31	196,200	215,300	369,200
	32	197,400	218,000	370,900

	33	197,800	218,500	368,400
	34	198,900	220,900	370,200
	35	200,100	223,700	372,000
	36	201,600	226,100	373,700
	37	203,000	228,800	375,500
	38	204,500	231,400	377,400
	39	205,900	234,100	379,100
	40	207,500	236,800	380,600
	41	209,100	239,500	382,400
	42	210,600	242,200	384,200
	43	212,200	245,000	385,700
	44	213,900	247,700	387,400
	45	215,600	250,500	389,100
	46	217,200	253,400	390,700
	47	218,900	256,300	392,200
	48	220,500	259,200	393,700
	49	222,300	262,100	395,300
	50	224,000	265,100	396,800
	51	225,500	267,900	398,200
	52	227,000	271,000	399,800
	53	228,700	273,900	401,200
	54	230,300	277,000	402,800
	55	231,900	280,000	404,200
	56	233,300	283,100	405,600
	57	234,800	286,300	407,000
	58	236,300	289,300	408,400
	59	237,900	292,300	409,800
	60	239,300	295,300	411,200
	61	240,800	298,300	412,500
	62	242,200	301,200	413,900
	63	243,800	304,200	415,000
	64	245,200	307,100	416,400
	65	246,700	309,900	417,700
	66	248,100	312,300	418,800
	67	249,600	314,600	419,900
	68	251,100	316,700	421,000
	69	252,400	319,100	422,000
	70	253,700	321,200	423,000
	71	255,000	323,400	424,000
	72	256,300	325,800	425,000
	73	257,700	328,000	425,700
	74	258,900	330,200	426,500
	75	260,000	332,500	427,400
	76	261,100	334,800	428,200
	77	262,300	336,900	428,900
	78	263,400	338,900	429,700
	79	264,400	340,900	430,500
	80	265,500	342,700	431,300
	81	266,400	344,600	431,900
	82	267,400	346,500	432,600
	83	268,500	348,500	433,200
	84	269,600	350,200	433,800
	85	270,400	351,900	434,500
	86	271,400	353,800	435,200
再任用	87	272,400	355,700	435,800

	33	198,700	220,500	372,800
	34	200,000	223,000	374,600
	35	201,400	225,800	376,400
	36	203,100	228,300	378,200
	37	204,600	231,000	380,000
	38	206,200	233,700	381,900
	39	207,700	236,400	383,600
	40	209,400	239,200	385,200
	41	211,000	241,900	387,000
	42	212,600	244,700	388,800
	43	214,200	247,500	390,400
	44	215,900	250,300	392,100
	45	217,700	253,200	393,800
	46	219,300	256,100	395,400
	47	221,000	259,100	397,000
	48	222,700	262,000	398,500
	49	224,500	265,000	400,100
	50	226,200	268,000	401,700
	51	227,700	270,900	403,100
	52	229,300	274,000	404,700
	53	231,000	277,000	406,200
	54	232,600	280,100	407,800
	55	234,200	283,200	409,200
	56	235,600	286,300	410,600
	57	237,200	289,600	412,100
	58	238,700	292,600	413,500
	59	240,300	295,700	414,900
	60	241,700	298,700	416,400
	61	243,200	301,800	417,700
	62	244,700	304,800	419,100
	63	246,300	307,800	420,300
	64	247,700	310,800	421,700
	65	249,200	313,600	423,000
	66	250,700	316,100	424,200
	67	252,200	318,400	425,300
	68	253,700	320,600	426,400
	69	255,000	323,000	427,500
	70	256,300	325,200	428,500
	71	257,700	327,400	429,500
	72	259,000	329,800	430,500
	73	260,400	332,100	431,300
	74	261,600	334,300	432,100
	75	262,800	336,600	433,000
	76	263,900	339,000	433,800
	77	265,100	341,100	434,500
	78	266,200	343,100	435,300
	79	267,300	345,100	436,100
	80	268,400	347,000	436,900
	81	269,300	348,900	437,500
	82	270,300	350,800	438,200
	83	271,400	352,800	438,800
	84	272,500	354,600	439,500
	85	273,400	356,300	440,200
	86	274,400	358,200	440,900
再任用	87	275,400	360,100	441,500

職員以外の職員	88	273,200	357,300	436,500
	89	274,100	359,000	437,100
	90	274,900	360,700	437,800
	91	275,600	362,300	438,500
	92	276,400	363,800	439,200
	93	277,200	365,200	439,900
	94	277,900	366,800	440,500
	95	278,600	368,300	441,200
	96	279,200	369,700	441,900
	97	279,700	371,100	442,600
	98	280,400	372,100	443,200
	99	281,100	373,400	443,900
	100	281,700	374,700	444,500
	101	282,300	375,900	445,200
	102	282,900	377,100	445,800
	103	283,500	378,300	446,500
	104	284,000	379,400	447,100
	105	284,600	380,500	447,800
	106	285,100	381,700	448,400
	107	285,600	382,900	449,000
	108	286,000	384,000	449,600
	109	286,400	385,000	450,100
	110	286,600	386,100	
	111	286,900	387,200	
	112	287,300	388,300	
	113	287,700	389,300	
	114	288,100	390,400	
	115	288,400	391,400	
	116	288,700	392,500	
	117	289,100	393,300	
	118	289,500	394,200	
	119	289,900	395,200	
	120	290,300	396,200	
	121	290,700	397,200	
	122	291,100	398,100	
	123	291,500	399,100	
	124	291,900	400,100	
	125	292,300	401,000	
	126		401,700	
	127		402,600	
	128		403,500	
	129		404,300	
	130		405,000	
	131		405,800	
	132		406,500	
	133		407,200	
	134		407,800	
	135		408,400	
	136		409,000	
	137		409,600	
	138		410,200	
	139		410,800	
	140		411,200	
	141		411,800	
	142		412,300	

職員以外の職員	88	276,200	361,800	442,200
	89	277,100	363,500	442,800
	90	277,900	365,200	443,500
	91	278,700	366,800	444,200
	92	279,500	368,400	444,900
	93	280,300	369,800	445,600
	94	281,000	371,400	446,200
	95	281,700	373,000	446,900
	96	282,300	374,400	447,600
	97	282,900	375,800	448,300
	98	283,600	376,900	448,900
	99	284,300	378,200	449,600
	100	284,900	379,500	450,300
	101	285,500	380,700	451,000
	102	286,100	381,900	451,600
	103	286,700	383,200	452,300
	104	287,300	384,300	452,900
	105	287,900	385,400	453,600
	106	288,400	386,600	454,200
	107	288,900	387,800	454,800
	108	289,300	388,900	455,400
	109	289,700	390,000	455,900
	110	290,000	391,100	
	111	290,300	392,200	
	112	290,700	393,300	
	113	291,100	394,300	
	114	291,500	395,400	
	115	291,800	396,400	
	116	292,200	397,500	
	117	292,600	398,400	
	118	293,000	399,300	
	119	293,400	400,300	
	120	293,800	401,300	
	121	294,200	402,300	
	122	294,600	403,200	
	123	295,000	404,200	
	124	295,400	405,200	
	125	295,800	406,100	
	126		406,900	
	127		407,800	
	128		408,700	
	129		409,500	
	130		410,200	
	131		411,000	
	132		411,700	
	133		412,400	
	134		413,000	
	135		413,600	
	136		414,200	
	137		414,800	
	138		415,400	
	139		416,000	
	140		416,500	
	141		417,100	
	142		417,600	

	143		412,900	
	144		413,400	
	145		413,900	
	146		414,400	
	147		414,800	
	148		415,300	
	149		415,800	
	150		416,300	
	151		416,800	
	152		417,300	
	153		417,800	
	154		418,100	
	155		418,600	
	156		419,000	
	157		419,500	
	158		420,000	
	159		420,500	
	160		421,000	
	161		421,400	
	162		421,800	
	163		422,300	
	164		422,800	
	165		423,200	
	166		423,700	
	167		424,200	
	168		424,700	
	169		425,100	
	170		425,600	
	171		426,000	
	172		426,500	
	173		427,000	
	174		427,500	
	175		428,000	
	176		428,500	
	177		428,900	
再任用職員		215,900	265,900	328,100

備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に８，０００円をそれぞれ加算した額とする。

	143		418,200	
	144		418,700	
	145		419,200	
	146		419,700	
	147		420,100	
	148		420,600	
	149		421,100	
	150		421,600	
	151		422,100	
	152		422,600	
	153		423,100	
	154		423,500	
	155		424,000	
	156		424,400	
	157		424,900	
	158		425,400	
	159		425,900	
	160		426,400	
	161		426,900	
	162		427,300	
	163		427,800	
	164		428,300	
	165		428,700	
	166		429,200	
	167		429,700	
	168		430,200	
	169		430,700	
	170		431,200	
	171		431,600	
	172		432,100	
	173		432,600	
	174		433,100	
	175		433,600	
	176		434,100	
	177		434,500	
再任用職員		217,900	268,900	332,100

備考　〔同左〕

第２条による一部改正（幼稚園教育職員の給与に関する条例）

改　　正　　案	第１条による改正後
（期末手当） 第２７条　〔略〕 ２　期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１	〔同左〕 第２７条　〔略〕 ２　期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の１０、６月に支給する場合においては１００分の１

１５、１２月に支給する場合においては１００分の１２０を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第９条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の９５、１２月に支給する場合においては１００分の１００を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	２０、１２月に支給する場合においては１００分の１３０を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第９条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の１０、６月に支給する場合においては１００分の１００、１２月に支給する場合においては１００分の１１０を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の２５」とあるのは「１００分の１０」と、「１００分の１１５」とあるのは「１００分の６５」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の９５、１２月に支給する場合においては１００分の１００」とあるのは「１００分の５５、１２月に支給する場合においては１００分の６０」とする。	３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１０、６月」とあるのは「１００分の５、６月」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６５」と、「１００分の１３０」とあるのは「１００分の７５」と、「１００分の１００、１２月に支給する場合においては１００分の１１０」とあるのは「１００分の５５、１２月に支給する場合においては１００分の６５」とする。
４～６　〔略〕	４～６　〔略〕
（勤勉手当）	〔同左〕
第３０条　〔略〕	第３０条　〔略〕
２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に１００分の６７．５（第９条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、１００分の８７．５）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、６月に支給する場合においては１００分の７０、１２月に支給する場合においては１００分の６５（第９条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、６月に支給する場合においては１００分の９０、１２月に支給する場合においては１００分の８５）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の６７．５」とあるのは「１００分の３２．５」と、「１００	３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の７０」とあるのは「１００分の３５」と、「１００分の６５」

分の８７．５」とあるのは「１００分の４２．５」とする。	とあるのは「１００分の３０」と、「１００分の９０」とあるのは「１００分の４５」と、「１００分の８５」とあるのは「１００分の４０」とする。
４～７　〔略〕	４～７　〔略〕

付　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条の規定（次号に掲げる規定を除く。）及び付則第６項の規定　公布の日

⑵　第１条中付則の改正規定（付則第８項を削る部分を除く。）及び別表第１の改正規定並びに次項から付則第５項までの規定　平成２３年１月１日

⑶　第２条の規定　平成２３年４月１日

（施行日前の異動者の号給の調整）

２　前項第２号に定める日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成２３年３月に支給する期末手当に関する特例措置）

３　平成２３年３月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第２７条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第４項及び第５項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年墨田区条例第７号）第４条第１項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあっては、第１号に掲げる額又は第１号及び第２号若しくは第１号及び第３号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

⑴　平成２２年４月１日（同月２日から平成２３年３月１日までの間に新たに職員となった者（平成２２年４月１日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成１２年墨田区条例第２１号）第２条第１項に規定する教職調整額の月額の合計額に１００分の０．３を乗じて得た額に、平成２２年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、

当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

⑵　平成２２年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．３を乗じて得た額

⑶　平成２２年１２月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．３を乗じて得た額

４　平成２２年４月１日から平成２３年３月１日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第１号に掲げる額又は第１号及び第２号若しくは第１号及び第３号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

５　前２項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の平成２３年３月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。

（委任）

６　付則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。